平成２９年（再イ）第８号
兵庫県たつの市揖保川町神戸北山233―108
再生債務者　辻　　明彦
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月４日まで
平成30年３月14日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２９年（再イ）第２７号
山口市湯田温泉６丁目６―14　ニューハイツかめ福101号、住民票上の住所山口県長門市油谷向津具下3619番地７
再生債務者　城市　　始
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月11日まで
平成30年３月14日　山口地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第２４号
福島市泉字上谷地１番地の１
再生債務者　古川　辰彦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年３月14日　福島地方裁判所

平成２９年（再イ）第６２号
兵庫県加古川市加古川町友沢３番地の３
再生債務者　長谷　輝彦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年３月14日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（再イ）第２０号
福岡県行橋市大字道場寺845番地２
再生債務者　江藤　尚隆
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年３月14日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
埼玉県久喜市吉羽336番地４
再生債務者　大野　雅典
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月３日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月17日から平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第１号
金沢市若松町114番地
再生債務者　水口　啓子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月18日から平成30年５月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第１号
宮崎県延岡市無鹿町１丁目2178番地２
再生債務者　玉田　　孝
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月25日から平成30年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第５号
神奈川県横須賀市野比３丁目29番34号
再生債務者　小宮山　出
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月３日まで
平成30年３月13日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（再ロ）第１１号
東京都国立市中２丁目５番地の17セントラル国立302
再生債務者　岸田　佳久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月４日まで
平成30年３月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１３号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目１番９―1004号
再生債務者　大塚　正司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第２０号
埼玉県川口市東川口２丁目21番10号リ・ヴラン東川口Ⅱ102号
再生債務者　阿部　里美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙のＢ種類株式四十九万七千五百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年二月十三日
掲載頁　五十九頁（号外第二十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十月十二日
掲載頁　六十頁（号外第二二二号）
平成三十年三月二十三日
東京都品川区東五反田二丁目七番一八号
（甲）株式会社クレアートホールディングス　代表取締役　長瀬　隆弘
東京都品川区東五反田二丁目七番一八号
（乙）株式会社クワッド・プラス　代表取締役　長瀬　文男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://122.216.200.26/JPMAS69921/CdusM83U/.index.php
（乙）http://122.216.200.26/JPMAS69923/g6L72xBf/.index.php
（丙）http://122.216.200.26/JPMAS69935/3uttkTjG/.index.php
（丁）http://122.216.200.26/JPMAS73282/Phd9Zj2V/.index.php
（戊）http://122.216.200.26/JPMAS69922/fKWJ6Hmd/.index.php
平成三十年三月二十三日
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館一八階
（甲）オープンテキスト株式会社　代表取締役　萩野　武志
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館一八階
（乙）エクスバダイト株式会社　代表取締役　萩野　武志
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館一八階
（丙）ＧＸＳ株式会社　代表取締役　萩野　武志
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館一八階
（丁）アクチュエイトシャパン株式会社　代表取締役　萩野　武志
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館一八階
（戊）Ｅａｓｙｌｉｎｋ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ株式会社　代表取締役　萩野　武志